

午前 9時56分 開 議

○委員長（渡辺栄六君） おはようございます。定刻には少し時間が早いのですが、これより予算審査特別委員会を再開いたします。

現在の出席委員は14名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、議第3号から議第8号までの計6件の審査を行います。

なお、採決及び意見の聴取についても議案ごとに行います。

それでは、議第3号 令和3年度胎内市国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。

初めに、歳出全般について質疑を行います。ご質疑願います。

羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 214ページです。コロナウイルスで受診控えがあつて、それで国民健康保険事業費納付金が減っているののだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） では、お答えいたします。

納付金が減少している理由というのは、これは県に納める納付金でございまして、それは県が国から交付金、前期高齢者交付金なのですけれども、それが増加したことで県全体として市町村から集めるお金は少なくて済むということになりまして、ほぼほぼ全市町村減少しているという理由で、胎内市も納付金が減っているというような状況でございます。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 233ページの下の方の報酬ですが、国保運営協議会委員報酬が年々わずかずつですが減っております。これは年に何回開催されて、何人の委員がいらっしゃるのか、そして公開してもらえないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

国保運営協議会の委員は、全部で12名でございます。年2回開催してございまして、報償費として1人5,900円をお支払いしてございます。それ以外に年に1回研修会というのがございまして、そちらのほうは令和3年度につきましては4人の方の分を見てございます。減っている理由というのは、その研修会に参加する委員さんが年々減少してございまして、それで余計には見ているのですけれども、令和3年度は4人分見ているというような状況でございます。

〔「公開」と呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（須貝 実君） 協議会でございますが、公開はしてございます。ただ、今回、今年に限ってはコロナの関係がありまして、あまり密になってはいけないということで公開はして

ないのですが、議事録のほうはホームページのほうで公表はしてございます。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 233ページ、18節負担金でちょっと聞きたいのですが、県の連合会になってからもう3年目くらいになるのかなと思うのだけれども、実際はまだこれ計上するには時期が早いかなと思うのだけれども、実際統合されてみて胎内市にとってどうなのでしょう。例えば課題的なものというはあるのか。その辺はやりづらいつか、やりやすいとか、よかったとか、まずかったとかという面でのことは何かございますか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

予算書のほうの国保連合会負担金というのは、国保連合会で様々な事務をやっておられまして、そこに対して市町村が負担をするというもので……

〔「それでひっかけたんだよ」と呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（須貝 実君） はい、済みません。そこから入りまして、県で統一されたところというところなのですけれども、まずは保険給付費が全額県から交付金で賄われることになってございますので、以前のように年度末で保険給付費が足りなくなりそうであるとか、そういった財政的な不安がなくなりまして、そういったところでは支出が安定して行えるようになりました。また、その制度が統一されたときに公費が拡充されまして、1,700億円程度拡充されたのですが、それによりまして胎内市におきましても1人当たりの保険税額が1万1,000円ほどその当時で下げることができましたので、その辺りは非常に新しくなった制度についての恩恵は受けてございます。

また、課題というところなのですけれども、やはり被保険者は減少傾向にある、そして医療費は今年コロナ禍ということもあって減少だったのですが、通常でいけば医療費は増加傾向ということになるかと思えます。そこでは、県の納付金がそれぞれまた年々増加していくということも想定されて、そうすると保険税もそれに応じて1人当たりだんだんと増額になってくる可能性があるというところが懸念材料なのです。そこで、被保険者一人一人の健康づくりといいますか、医療費の適正化というところをやはり図っていかなければいけないのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 238ページ、239ページの真ん中、疾病予防費についてなのですが、人間ドック、脳ドック、胸部、腹部CT等の助成に今回は2,796万5,000円計上されています。去年あたりだと2年前2,800万円あったのを若干下げて、今回若干上げましたよね、予算トータル。さっきとちょっと重複する部分があるかもしれませんが、コロナの関係で去年から対応している

わけですが、このドック助成についての昨年の状況とか今年の見込み等をお聞かせください。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

まず、今年の検診の状況なのですけれども、やはりコロナの影響を受けているのではないかなと思います。今年の1月末時点の状況と前年度を比較しますと、今年が人間ドックで706名でした。昨年は同時期で839名でございまして、130名ほどやはり減少してございます。率にして15%ぐらいで減少してございました。また、脳ドックのほうなのですが、こちらも1月末時点では今年が26人、昨年が36人でございましたので、10名ほど減少しているというようなところがございます。ただ、来年度の予算につきましては、ワクチン接種もこれから進められて、また以前のような受診状況に戻るのではないかなということも想定されますので、予算上はどのように、また以前のように戻ってもいいように計上しているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） ドックを毎年ほとんどやはり受診されているのだと思います、やる人というのは。今年度人間ドックであれば130人減ったよと、そういうふうな部分でかなりですよ、130人減ったと。その辺の何で減ったかという部分の状況とか、そういったものを把握しているのでしょうか。把握した上で、新年度上がるだろうという予想でまた計上していますよね。その辺の判断を教えてください。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） その受診状況なのですが、やはり昨年の第1回、4月の緊急事態宣言が出たときに急激に下がりました、そのときは人間ドックを受ける方がすごく少なくなりました。その後は、徐々にやはり元に戻ってきているような状況です。トータルすると先ほど言ったように15%ほど減っているというような状況なのですが、最近の状況を見ると以前のように戻りつつありますので、先ほど言いましたように予算のほうは同じ数だけ、同じ数というのは、済みません、昨年の令和2年度に計上していた数と同じだけ見込んで計上しているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で歳出の質疑を打ち切ります。

次に、歳入全般、一時借入金及び歳出予算の流用について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で議第3号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第3号 令和3年度胎内市国民健康保険事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

議第3号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第4号 令和3年度胎内市後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 後期高齢者の自己負担は1割の方が、80歳近い方は1割になっておりますけれども、75歳以上の方で1割負担の方が何人、2割負担が何人、3割負担が何人とかお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 1割負担の方が、被保険者のおよそ96%が1割負担です。3割負担の方がおよそ4%。4%が3割負担の方ということでお願いいたします。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 2割負担というのはないのですね。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 2割負担はございません。今政府のほう、国のほうで進めている2割負担というのが今国会のほうで提案されてございまして、それは施行が令和4年の後半を目指しているようではございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で議第4号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第4号 令和3年度胎内市後期高齢者医療特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

議第4号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第5号 令和3年度胎内市介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、一時借入金及び歳出予算の流用について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） 286ページなのですけれども、ここで介護保険料で1号被保険者保険料が載っているのですけれども、今頃聞くのはちょっと恥ずかしい話なのですけれども、2号被保険者というのは載ってないのですけれども、これはどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 予算書の292ページ、支払基金交付金が2号保険料に当たるものでございまして、支払基金を通じてというところがございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） この予算は、条例改正でもあったように、第8期については9%の値上げをせざるを得ないという、そういう予算だと思いますのでお聞きしますけれども、9%値上げをしないで済むには今後3年間、第8期、どれぐらいのお金があれば値上げをしないで済むのかというのは分かりますか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） このたびの介護保険事業計画での事業費の積算に当たりましては、今後3年間の給付費総額、それから介護予防事業をはじめとする地域支援事業、そういった事業費の積算を行います。結果、3年間でおよそ2億円というところで積算したところがございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 2億円というお話ですけれども、私もこの3年間の基金の取り崩し、積立を調べてみたのですけれども、3年間で大体どちらも同じで2億3,000万円ぐらい積み立てて、2億3,000万円ぐらい取り崩している、そういう経過なのです。3年前は引き上げしなかったのですけれども、そういう経過がずっとあって、ほぼその基金については変わらない状況が続いてきた

のだなということの数値から読み取れました。それで、現在3億円を超える基金があるわけですが、そのうちの2億円ではなくても9%というのはこのコロナ禍で相当負担を強いる内容なのですけれども、せっかくなので307ページに介護保険運営協議会委員謝礼というのが、多分15人分なのだと思うのですけれども、ここでやはり運営協議会の中で、こういう状況の中で値上げを9%までしなくても、一定の基金を取り崩してでも負担を軽減するような意見は出なかったのかどうか伺います。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 介護保険運営協議会における審議の中には、保険料に関してを中心とした会議は2回ほど行いまして、その中の議論においては確かに様々な検討がございまして、その中にはやはり今ご指摘のあったように、9%という引上げ幅に対して基金を一部投入した場合はどうなのかというところの議論がございました。ただ、基金残高が3億円、それに対する今後の給付費の上昇見込みを勘案すると、介護保険運営協議会におきましてはそれが妥当、一部取崩しではなくてですね、3億円はやはり将来のためにこのままにしておくというところで意見がまとまったという状況でございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） そうすると、3年前から3億円というのは全然変わっていないわけで、これからも3億円程度というのを維持していくというふうに私は思ったのですけれども、私はやはりそれは違うのではないかと思うのです。コロナ禍で65歳以上の人たちにこれから9%の値上げする負担を強いるわけなので、そういうときこそ一定程度の値下げではないな。値下げだってできるけれども、9%でなくても5%とか3%に抑えるということは議論をやはり尽くした上で、最終的に9%ということになったというふうに私はどうしても理解できません。

それで、市長にお聞きしたいのですけれども、これは介護保険が始まって21年になるのですけれども、根本的にやはり国の制度が間違っていると私どもは考えています。社会保障を充実させるということを地方に押しつけて、それで国が金を出さなくなるなんていうことはとんでもない話であって、そこをやはり改善していくべきだという声をどんどんさらに、今までもやってきたというふうに私は思っているのですが、さらに声を大きくして国に対して意見を述べていただきたいと思うのですが、市長のお考えをお聞かせください。

○委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

まず、結論から申し上げまして、介護保険に関してこれまで高齢化率も上昇し、全国的に介護認定者数、率ともに伸びてきている現状があると。そして、財政力が必ずしも潤沢でない小規模自治体においてはその負担がとて大きくなってきている。そして、被保険者の負担もそれと同

様であることに鑑みますと、やはり何らかの国の支援を手厚くしていくということ、これは丸山委員言われるとおり、これまでも要望してきたところでございますけれども、政策提言のようなものも含めて行っていく、そういったタイミングに来ているかなというふうな認識を持っております。したがって、折々にこれまでも行ってきたところ、我々自身もしかというふうにはこの介護保険を支えていくべきなのか考えた上で、様々な意見を踏まえてどうできるのか、我々としてもどのように努力をしていくことが可能なのか、改めて考える必要があると思っております。介護についてはよくよく言われたところですが、理想は低負担、高福祉であるわけですが、それはやはり理想なので、その辺りをどういうふうに折り合いをつけていくべきなのか、そこも実は問われているというふうに思っております。

それで、先ほどのところ少しだけ、その前段のところも触れさせていただこうと思っておりますけれども、やはりコロナ禍にあつてこのパーセンテージをできるだけ上げないで済むような工面はないかということは随分議論をしてきたところがございます。上げないで済めば一番いいですね。しかし、何分今申し上げました介護認定者数、それから認定率がこれから高齢化のピークがまだ先にあることから、さらに伸びていくことが懸念される場所であつて、今基金を崩してこの先の備えがなくなってしまうということに対してはかなり憂いがあるといったところも実直なところでございまして、そういうことを委員の方々にもお伝えし、しからばそれはよく理解できたと、せめてでも低所得の方々に対する負担感が低くなるように軽減や、それから減免等についても考えてもらいたいというふうな貴重なご提言をいただいております、我々そもそも国の基準よりも階層も細かくして、低所得の方々に対する配慮は尽くしやすい制度設計をこれまで構築してきたところがございます。我々のところでも一般会計の審議を皆様からいただいた中で、大体繰出金の総額はかなりの額に上ってきておまして、昨年度介護保険関連の繰出金が5億2,000万円程度、これが5億4,500万円程度に上がっているといったところ、この傾向が減少していく傾向よりも増加していく傾向のほうを、やはり普通に考えるならばそういった傾向になりやすいということを抑えながら考えていかなければいけない。

したがって、第8期については本当にその被保険者の方々に、大体平均的にこれ試算すると、平均的なそんなに所得の高くない方が1か月当たり500円程度の値上げになりますねと、ということも踏まえて受忍いただきながらということになりますけれども、まずは低所得者に対する配慮を尽くし、それから安定的な運営を尽くし、介護予防についてできるだけさらなる充実を図りながら、そしてこの先の憂いが少しでも少なくなるように取り組んでいくという考えでおりますことを併せて皆様方にもご理解賜れればと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 308ページです。説明のときもありましたが、上のほうの施設介護サービス給付費がやはり6,000万円も上がっているわけです。それでお聞きいたしますけれども、要介護

3以上の方がどのように過ごしていらっしゃるか。施設に入っている方、あと療養型病床群で病院に入っている方、あと在宅でいらっしゃる方、大雑把に分けてどんな割合でいらっしゃるかちょっと教えていただきたいです。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） お答えいたします。

要介護3以上の方でございますが、要介護3の認定を受けている方は12月末時点で716人でございます。そのうち施設のほうに入所されている方がおよそ400人。これは月によって変動がございますので、およそとさせていただきます。それから、療養型病床、介護施設のほうの療養型の方が10人ほどいらっしゃいます。それから、新たに制度化された介護医療院という方、昨年度はいらっしゃいませんでしたが、今年度現時点で8人ほどいらっしゃるということでございます。残りが在宅で過ごされていると、そのほかに医療のほうの入院、長期入院されている方も実は相当数いるのでしようけれども、そのところは済みません、把握できていない状況でございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） やはり施設入所者が400人とは半分以上ですもの、多いですね。それって月に、利用している方も結構月々払っていらっしゃるのです。1割負担としてもよく続くなとは思いますが、あとちょっと整理したいのでお聞きするのですけれども、今の400人の方は施設に入っているわけですから、その方に限ってではなくて、計算しやすいように施設を利用している人というのは大体3以上にはなるわけですから、1人月当たり幾らぐらい費用がかかる、介護保険から払っているお金は幾らか。あと、療養型病床群に入っている方が月平均幾らお金を払っているか。あと、介護保険を利用していらっしゃる方で全部で在宅で頑張らせてくださっている方は、1人月平均幾らかかるか教えてください。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 施設介護サービスの給付額と申しますか、1人当たりの保険給付費月額は今年度直近の状況で1人当たり27万7,000円ほどでございます。老健と特養で差がございますので一概には申せませんが、平均に直すとこのような額でございます。それから、療養型でございます。療養型につきましては、1人当たり月平均37万5,000円、介護医療院もほぼ同額というところでございます。それから、在宅のほうの1人当たりの保険給付額はおよそ9万5,000円でございます。在宅系のサービスも実に幅広にございますので、デイサービスでも月1回の利用の方も、4回の方もいらっしゃるのです、これも一概に申せませんが、ならずとこのような額になります。

以上です。



○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） ありがとうございます。こうして見ますと、やはり施設に入ると、介護保険財政が入所する人が多くなると厳しくなってくるのです。ですから、介護予防はしっかりやっていたらと思うのです。介護保険を利用する人が18%でしかないとおっしゃるから、82%の人が利用していないわけですね。だから、介護予防はしっかりやっていたらと思うのですけれども、今度はなるべく施設へ入らないで頑張りましょうというような運動を起こせばいいのではないかなと思うのです。例えば在宅で頑張っていたらと思う方によくやってくださっているわねという周りからの声かけがあると、それが張り合いになるといいますか、施設へ入れたよりはお金はそんなにかからないわけですから、支払うお金も、だからそんなことをやっていかないと、大変だから施設へ入れればいい、大変だから病院へ行ってもらったほうがいいというのではなくて、在宅で頑張るような運動を起こしていけばいいのではないかなと、やっていたらと思う方もかもしれませんけれども、そんなふうに思います。

それで、在宅で3以上でも頑張っていたらと思う方には紙おむつとか特別障害者手当とかは出ていますけれども、そういうことを手厚くしていったほうがかえって介護保険の財政上助かるのではないかなと思いますが、市長さん、いかがでしょう。

○委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

ある意味で羽田野委員の言われるように、そもそも国もこの介護に関してどんどん、どんどん高齢化が進んでいったときに、「施設から在宅へ」という標語の下でできるだけ在宅で介護をしていただく。施設についても地域密着型の施設を中心に考えていければといった、そういった議論がありまして、それは基本的に正しいのだろうというふうに思っておりますし、そういうふうに思いつつも、しかし施設に入る人はやはり無理からぬところで入っているということも一面だろうということを看過できない。そこを認識しておかなければいけない。そうでない場合に、ではどういうことが起こってくるかという、過度の無理があるとやはり老老介護の問題がありますし、昨今話題になっているヤングケアラーとかの問題もやはりそういったところから生じてきているということがあるわけでございます。そういったバランスの中で、ではどういうやり方がいいのか、在宅でご本人の意向、ご家族の意向で経済的な部分でお支えすればそれはできますと、何とかうまくやっていますといった部分があれば、そういった地域の風土もそうですし、経済的な支援もそうですし、考え得るところ、まだ今のところ足りてない部分もあるかもしれませんので、何とか在宅で介護をできるし、やれるという方に対するサポートは今後の課題としてしっかりと捉えながら進めてまいりましょうということになるのかなと思っております。その中で、先ほども触れました中間的な地域密着型のグループホーム等はとても、私も現場で勉強をさせていただいたことがあるのですけれども、うまくいっているような例もあるようです。在宅か施設

か、この2極的なところを穴埋めし、補完し、それで全体として少しでも介護の負担も緩和されて、重症化もある程度防いでいけるような方策があれば様々に、これは具体において一言で言い表せるようなことではございませんけれども、今後の情勢、動向等を踏まえて対応させていただこうと思います。よりよい対応をさせていただこうと思います。よろしくお願いします。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） では、関連してちょっとお聞きしますけれども、在宅で介護者数ってここ数年は増えているのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 在宅介護者数というのは、横ばいというところで見えています。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 市長さんが今おっしゃったのと、この317ページの一番上の在宅医療・介護連携推進事業というのが載っていますけれども、これを推進して行って、なるべく地域密着型特養というのがあるのはいいのだけれども、要するに在宅の看護、在宅介護者数を増やしていきたいという事業なのですか、これは。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 在宅医療・介護連携推進事業については、新発田北蒲原医師会のほうで新発田市、聖籠町、阿賀野市と共に事業委託を行い、そこに看護師、社会福祉士2人を配置して、在宅医療を行う先生方がなかなかそう多くないという状況の中で、自宅で医療を受けることができない、そういった課題に対して、ではどうしたらよいのかという部分を医師会の先生方と検討を行い、そしてなかなか欠けていた部分に在宅に往診とかを行う先生方と、例えば訪問看護、そういった部分の連携であったり、ヘルパーさんの連携であったりがまだまだうまくいっていない部分をつなぎ合わせるというような基本的な事業でございまして、まさに今ご指摘のようになかなかそういうふうな往診とかを含めた医療系のサービスを必要とする在宅介護を受ける方、これらがなかなかうまくいかないと、やはり施設ですねというところがまさに実態としてございますので、その部分の取組をさらに強化するという事業内容でございまして。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） そうすると当市、胎内市は訪問診療をしてくださる医師の数、それから訪問看護をしてくれる看護師の数というのは把握しているわけですね、当然。そのここ数年の推移というのは。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 訪問診療を行う先生につきましては、個々の先生が実はなかなかそれを公表されていないという正直な実態がございまして、うちはやりますよと、例えば新発田

北蒲原医師会会長の笹川先生とか、そういうところで携帯との夜間であったり、連絡番号を教えて、本当にきめ細かく対応している先生はそう多くはないといったような状況でございます。したがって、ここで何人の先生方かというのは正直実態というのは把握していないところでございます。

また、訪問看護につきましては、胎内市内では訪問看護ステーション中条という愛広苑にあるところが訪問看護を担っておりますが、あとは医療系の訪問看護というのもございまして、それは中条中央病院であったりということで、医療と介護の両方で訪問看護というのが行われているということで、基本的には市内には中条中央病院と、それから愛広苑にある訪問介護ステーションで、人数は必要数ということで基本的には数人ということでございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 訪問診療してくださる先生は把握はしていますけれども、公表できないというのだったら分かるけれども、こういう事業があるのを国から推進していただきたいと言われるのにそれすら把握もしていないというのは、結局私が感じるのは主治医に聞いて訪問診療してくれますかと言うしかないわけだよね、そうすると。それはちょっといかがなものかと思うのだけれども、今後もではそれは特に把握はするつもりはないということなのですか。

○委員長（渡辺栄六君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 担当のほうでは、様々なお話をしたり、お聞きしたりして、ただ渡辺委員言われるように把握が必ずしも十分ではないといったところがありますから、今後について様々にもう少し掘り下げて、あるいは突っ込んでそのお話を聞いて、把握できるようであればそうさせていただこうと思います。医療と介護全般について申し上げますと、やはりいつぞやも申し上げたことがあって、これは胎内市だけではないのですけれども、今医療と介護についてはケアからケア、治療から介護してケアしていきましょうといったところに軸足を置いていくことが大事ですねと言われております。急性期医療よりも慢性期医療、そして介護と密接に結びついた、そういった対応が求められているということを我々は医師会の先生方ともまた再度話し合う機会等を通じて、いずれにしても医療サイドの方々と介護のサイドの方々と一緒になってお話をし、こういうふうな流れで連携を取りましょうかということをもう少し掘り下げて手厚くできるのであれば、そのようなことをさらに拡充なり、お互いに補完するなりさせていただこうと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺栄六君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 303ページです。一番下のほうに介護予防事業利用料が入っておりますが、129万7,000円、介護予防でお金を取るのってやっていらっしゃるのかなと思ってお尋ねします。

○委員長（渡辺栄六君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 介護予防事業の利用料につきましては、例えば短期集中型、36回1コースでやるような教室で2,000円ほど利用料をいただいております。これは、やはり教材に係る経費であったり、もろもろ指導者等もいるわけですが、やはりそこは全てが全て無料ということではなくして、2,000円という、教材費とかが主なもの、根拠はそういうものなのですが、利用者負担ということをお願いしております。また、広く市民を対象にした研修会とか、そういったものについては、やはりそこは分業ということで当初から行っていくものでございます。

以上です。

○委員長（渡辺栄六君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で議第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第5号 令和3年度胎内市介護保険事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

議第5号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ただいまの委員長の宣告に対し異議がありますので、この採決は起立によって行います。

議第5号は原案のとおり可決すべきと決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（渡辺栄六君） 起立多数と認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第6号 令和3年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般及び一時借入金について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で議第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第6号 令和3年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

議第6号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第7号 令和3年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般及び一時借入金について質疑を行います。ご質疑願います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で議第7号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第7号 令和3年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

議第7号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第8号 令和3年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご質疑ないので、以上で議第8号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第8号 令和3年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議ないので、これより採決します。

議第8号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご異議なしと認めます。

よって、議第8号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺栄六君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

これで本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、明日3月16日午前10時より議第9号から議第13号までの審査を行います。

なお、採決及び委員会として付すべき意見の聴取も議案ごとに行います。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時53分 散会